

# 実施規定

## 1. 参加資格

(1) 参加資格は、次のいずれかとする。

①参加資格

マーチングバンド・バトントワーリング・吹奏楽・金管バンド等の演奏・演技活動を行っている団体であること。(加盟・未加盟問わず)

②特別出演参加資格

東北マーチングバンド・バトントワーリング連盟より出演依頼された団体または個人であること。

(2) 参加団体は、期限まで所定の参加手続きをすること。

①構成メンバー人数の登録(当日の構成メンバーは登録人数以内であること)

※構成メンバーとは、ステージ上に入るすべてのメンバー(教師等の指揮者も含む)とする。

②団体参加費として5,000円(合同は2団体目から3,000円ずつ追加)の納入

③構成メンバー登録会費として構成メンバー1名につき800円の納入

※ただし、(1)②については、団体参加費・構成メンバー登録会費を徴収しない。

④その他、指定した書式の提出

## 2. 部と部門及び区分と編成

### A. フェスティバルの部

(1) 部門

① ドリルアンサンブル部門

- ・グループの編成は2名以上16名までとする。
- ・独立した指揮者は認めない。

② ステージドリル部門

- ・ドリルアンサンブル部門規定以外のマーチングバンド

③ ステージパフォーマンス部門

- ・ステージでのパフォーマンスを行う吹奏楽・金管バンド等
  - \* 譜面台の使用は不可
  - \* 椅子の使用可

④ カラーガード部門

⑤ バトントワーリング部門

⑥ ポンポン・ペップアーツ部門

(2) 区分 なし

(3) 編成 ドリルアンサンブル部門以外は自由

## **B. コンテストの部**

### **(1) 部門**

- ① ドリルアンサンブル部門
  - ・グループの編成は2名以上16名までとする。
  - ・独立した指揮者は認めない。
- ② ステージドリル部門
  - ・ドリルアンサンブル部門規定以外のマーチングバンド
- ③ ステージパフォーマンス部門
  - ・ステージでのパフォーマンスを行う吹奏楽・金管バンド等
    - \* 譜面台の使用は不可
    - \* 椅子の使用可

### **(2) 区分**

ディビジョン1＝過去3年間に本連盟主催のマーチングバンド・バトントワーリング東北大会，オンステージ東北大会，他団体主催のマーチング東北大会のいずれかに参加した団体  
ディビジョン2＝ディビジョン1以外の団体

### **(3) 編成**

- ① 小学生  
単一・複数団体を問わず小学生のみによる編成で，人数はドリルアンサンブル部門を除き自由とする。
- ② 中学生  
単一・複数団体を問わず中学生または小学生を含む編成で，人数はドリルアンサンブル部門を除き自由とする。
- ③ 高校・一般  
単一・複数団体による編成で，人数はドリルアンサンブル部門を除き自由とする。  
但し未就学児を除く。

## **3. 演奏演技及びビデオ撮影**

### **(1) 演技ステージ**

演技ステージ(フロア)は，一辺18mの正方形を基本とする。  
1ポイントは4.5mで，ステージ全国大会のフロア図に準ずる。

### **(2) 入退場**

- ①入退場は演奏演技に含まない。

### **(3) 演奏演技時間**

- ①ドリルアンサンブル部門・ステージドリル部門・ステージパフォーマンス部門は，6分以内とする。
- ②カラーガード部門は，ジュニア(中学生以下)が4分30秒以内，高等学校・一般が5分30秒以内とする。
- ③バトントワーリング，ポンポン・ペップアーツ部門は，4分以内とする。

#### (4) 使用楽器について

演奏で使用できる楽器は、管楽器、打楽器、弦楽器及び電源を使用する楽器・機器とする。

但し、ピアノ、オルガン、ハーブシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。

#### (5) ビデオ撮影およびデータ提出

①使用するビデオカメラ等の機材は自由とし、各団体において準備すること。

※ステレオマイク及び広角レンズの使用を推奨

②全景撮影とし、ズーム機能は使用しないこと。また、三脚等を使用し、ビデオカメラを固定した状態で撮影すること。

③映像には、構成メンバー全員（ピットを含む）が映っていること。

ただし、指揮者については、この限りではない。

④演技開始から終了までの通し撮影とし、編集は行わないこと。

入退場の撮影は不要とする。

⑤映像作品データは、指定されたDropboxへ期限まで提出する。

## 4. 手具・器物・特殊効果関連

「手具」とは…

演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「器物」とは…

楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演奏演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「特殊効果」とは…

フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの及びサイレンを特殊効果とする。

(1) 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※規格：1m80cm × 1m20cm × 1m50cm以内の立体

ただし、規格内の大きさであっても、1m20cmを越える高さで演奏演技することは禁止する。

①器物を重ねたり密着したりして並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。

②フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

(2) 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会審査委員長に提出する。

①化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性がメーカーによって保証されているもののみ使用できる。

②乾電池以外の電源の使用は禁止する。

③火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。

④乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）やドローン等、リモコンで操作されるもの、動物は不可とする。

(3) 国旗等の使用は敬意を損なわないように最大限の注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

## 5. その他

(1) 大会参加に要する経費は、参加団体の負担とする。

(2) 納入された団体参加費・構成メンバー登録会費は返却しない。

(3) プログラム順は、大会長立ち会いのもと、実行委員会の抽選により決定する。

(4) 本規定の主旨を変更することなく、実行委員会において加除訂正を行うことができる。

# 審査規定

## A. フェスティバルの部

### 1. 講 評

#### (1) 講評員

講評員は3名とする。

#### (2) 講 評

演奏及び演技を総合的に講評する。

### 2. 表 彰

#### (1) 表 彰

実行委員長より特別賞を授与する。

## B. コンテストの部

### 1. 審 査

#### (1) 審査委員長及び審査員

①審査委員長は1名とし、審査全般の最終確認を行うとともに、審査審判の円滑な進行を統括する。

②審査員は3名とし、各部門について下記の3観点を審査する。

- ◆音楽的内容：全体の音楽の構成，合奏の完成度
- ◆視覚的内容：全体の視覚的構成，音楽との調和
- ◆総 合：音楽と視覚の全体的調和

#### (2) 審 判

①大会事務局において、提出された映像の内容を事前に確認する。

②違反があった場合は、大会実行委員長に報告する。

### 2. 成績・表彰・推薦

#### (1) 得 点

①審査員は、各部門において、上記1. (1) ②に基づき、100点満点（小数点以下なし）で採点する。

②終了後、参加団体に得点一覧を通知する。

#### (2) 表彰及び全国大会への推薦

①全参加団体に、得点により、金・銀・銅の各賞を授与する。

②優秀な団体をマーチングステージ全国大会に推薦する。

③賞及び全国大会推薦団体は、ホームページで発表する。

④未加盟団体が全国大会への推薦を希望する場合は、一般社団法人日本マーチングバンド協会に加盟登録することが義務付けられる。